

2026年2月24日

関係者 各位

国立大学法人九州大学  
理事・副学長（産学官連携担当）  
谷 本 潤

### 共同研究に係る間接経費率の「特別措置」終了について（ご案内）

謹啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より、九州大学の学術研究及び産学官連携活動の推進にご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本学におきましては、産学官連携活動の推進・支援に要する管理的経費の増大に伴い、令和4年7月1日より共同研究に係る間接経費率を直接経費の30%以上へ改定いたしました。

この改定に際し、令和4年6月30日以前の前契約について変更契約を行う場合は、例外的に旧率（間接経費率20%）による契約を可能とする特別措置を設けておりました。しかしながら、改定から相当期間が経過した現在も例外的な運用が継続しており、本来の制度設計との乖離が生じております。つきましては、**制度の公平性を担保するため、当該措置を終了し、今後は一律で本学共同研究規則実施細則に定める「30%以上」（直接経費及び知的貢献費の合計の30%以上の額）を適用する運用に一本化することといたしました。**

近年、企業等の事業戦略の複雑化・多様化への対応や、施設・設備の維持管理費が増大しており、本学が負担する管理的経費が大きくなっている状況にあります。直近の試算では、**管理的経費の実態は直接研究費の約40.82%**に達しており、今回の措置はこうした実態との乖離を解消するためのものでございます。

本学はさらなる産学官連携機能の強化に取り組むとともに、世界と伍する研究力の強化、研究教育成果の社会展開を推進して参りますので、何卒本見直しの趣旨にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

謹白